

◎新潟県告示第89号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び十日町地域振興局において縦覧に供する。

平成25年1月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 区域の名称

関根急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から17号までを順次結んだ線及び標柱17号と1号を結んだ線に囲まれた区域

十日町市八箇

甲666番	1号から3号
甲632番	4号から6号
甲661番	7号
甲678番	8号から9号
甲677番	10号
甲673番1	11号
甲672番1	12号
甲671番1	13号
甲670番	14号から16号
甲667番	17号